

地方補助教員資格制度史研究

―第一次小学校令期、授業生に課せられた地理科、歴史科の学力程度―

遠藤健治

美作大学・美作大学短期大学部紀要

(通巻第51号抜刷)

論 文

地方補助教員資格制度史研究

―第一次小学校令期、授業生に課せられた

地理科、歴史科の学力程度―

Qualification system history research about "Hozokyokuin" on
provinces

-Scholastic attainment level of imposed geography and history
department on "Zyugyousei" during "Dai-ichi-zi Syougatsukou-rei"
period-

遠 藤 健 治

序論

本研究では、補助教員を「戦前の小学校において授業担当有資格教員に付属し、その業務を補助するよう定められた者」と総称する。こうした補助教員は、既に学制期から自然発生的に認められた。そして、補助員または助手、授業生、准教員等と名称を変えながら、戦前において授業担当有資格教員不足の解消が図られずにはいたこととあいまって、その需要が途絶えることはなかった。

もともと、本研究においては、補助教員を単に授業担当有資格教員を補うためのやむを得ない存在と捉えはしない。それにより、初めて戦前の小学校教育が達成されたより積極的に評価する。第二次教育令期に至り、補助教員は文部省により制度的に認められた。そして、その水準を保障しようとする資格制度が整備されることとなった。その過程においては、自然発生的に存在した補助教員のうち、小学校在學生や極めて

若年の者、あるいは学力、品行不良な者が排除された。一方で、優良な補助教員は教員社会のうちに確保された。そして、そのうちから多くの授業担当有資格教員が輩出した。補助教員、とりわけ制度的な存在としての補助教員の出現は、不十分ながらも小学校教育の維持、存続に貢献してきた。してみれば、彼等の存在をも研究視野に入れ、初めていかなる資格の「教員」により、戦前の小学校教育が担われたのかを明らかにすることができるのではないか。ただし、管見ながら補助教員資格制度を全国的視野に立ち、長期に亘り考察する研究には接したことがない⁽¹⁾。

そこで、本研究においては、先行研究の空白部分を埋めるべく、地方法制史料により、補助教員資格制度確立までの経緯を跡付け、戦前の日本における小学校教育達成の一端を究明することを目的とする。小論もその一環であり、拙稿「地方補助教員資格制度史研究―第一次小学校令期、授業生に課せられた修身(倫理)科の学力程度」(美作大学・美作短期大学部紀要「第五〇号、二〇〇五年」)の続編として位置付けられる。そして、ここでは、第一次小学校令期の補助教員である授業生、とりわけ高等小学校に配置された授業生を対象として、その検定試験に課せられた地理科、歴史科の学力程度を検討していく。それまで、地理科においては近代科学とその教授法としての開発主義教授理論が、歴史科においては「日本臣民」の形成を目指す儒教主義が強調されてきた⁽²⁾。もともと、両科は、兵士式体操による身体訓練と、読書算といった⁽³⁾を基本とする日常的な実用性を重んじる森有礼の登場により、その性格を大きく変化させた⁽³⁾。そこで、小論においては、こうした両科の学力程度を考察し、当該期に至り授業生に求められた学力面での資質とは何かを問うと共に、森文政期における補助教員に期待された役割を明らかにしたい。

本論

第一次小学校令期における小学校教員資格制度は、「諸学校通則(勅

令第十六号、明治十九年四月十日」と、それに基づく「小学校教員免許規則（文部省令第十二号、明治十九年六月二十一日）」により規定された。「諸学校通則」第四条においては、教員の資格について「凡教員ハ、文部大臣、若クハ府知事県令ノ免許状ヲ得タルモノタルヘシ」と定められた。こうして当該期においても、「第三次教育令（太政官布告第二十三号、明治十八年八月十二日）」第二十五条「教員ハ…文部卿、若クハ府知事県令ノ免許状ヲ得タルモノタルヘシ」により示された教員資格の免許資格主義が継承された。そして、小学校教員を含む総ての教員は、免許状の取得が求められることとなった。これに伴い、小学校教員免許状に係る詳細を規定すべく「小学校教員免許規則」が設けられた。

ところで、「同規則」第十四条においては、補助教員について「小学簡易科教員及小学校授業生免許規則ハ、府知事県令之ヲ定ムヘシ」と規定された。既に触れたように制度的な存在としての補助教員は、第二次教育令期において出現した。ここに至っても、その存在は認められ、名称も授業生と統一された。その際、授業生も免許資格主義の例外とはならず、免許状の取得が求められた。してみれば、先の「小学校教員免許規則」第十四条に見られるように、府県には授業生免許規則の制定が指示され、免許状の創設と検定試験の実施が義務付けられることとなった。府県により制定された授業生免許規則においては、免許状取得の諸条件並びに免許状に係る詳細、すなわち免許状の書式、授与権者と有効区域、有効年限等が中心に規定された。なかでも免許状取得の諸条件としては、ほぼ年齢、品行、学力の三条件が全国的に共通した。小論で取り上げる地理科、歴史科の学力程度は、その学力条件の一部として設けられた。

そこで、別添の表では、地理科、歴史科の学力程度を定めた二十七事例と、読書科のうち地理科、歴史科に係る参考図書を指定した四事例の合計三十一事例を一覧とした。そのうちには、「岩手県小学校授業生免許規則（県令第十六号、明治十九年十一月九日）」、あるいは「石川県小学校授業生免許規則（県令第五十七号、明治十九年十一月十一日）」の

ように授業生としては極めて高度、または低度な学力程度を要求する場合もあった。あるいは、その規定方法において「青森県小学簡易科教員及小学校授業生免許規則（県令第六十二号、明治十九年七月十二日）」のように、学力試験の科目及び程度を、小学校長若しくは首座教員に任ずる等の例外も見られた。しかし、これら事例は制定年より、当該期における初期段階の混乱の結果と考えられる。総じて地理科、歴史科の学力程度は、高等小学校卒業程度に準拠すると定める、具体的な検定内容を示す、事前に参考図書を指定するといった形態により規定された。そこで、これら分類により、以下、授業生に求められた地理科、歴史科の学力程度を探っていく。

一 府県により定められた地理科の学力程度

一・一 高等小学校卒業程度に準拠すると定める事例

府県によっては、他の科目とも併せ、地理科の学力程度を高等小学校卒業程度と規定した。こうした事例は十に上った。

そのうち、滋賀県は「小学校授業生免許規則（県令第三十五号、明治二十年一月二十日）」第二条において、次のように規定した。

第二条 学力検定ハ左ノ学科、程度ニ依ル、

一 高等小学校授業生

高等小学科程度及其用書

これにより、学力試験に際しては、地理科を含めた総ての科目の学力程度が一括して高等小学校卒業程度と定められた。一方、長野県は「小学校授業生免許規則（県令甲第三十三号、明治十九年十一月二十日）」第一条において、「小学校授業生タルヲ得ヘキモノハ、…小学高等科卒業以上ノ学力ヲ有スルモノトス」と規定した。ここでは、特に学力試験に限定されず、認定試験による免許状取得の途も開かれた。そして、授業生志願者には、地理科を含めた高等小学校卒業程度の学力が要求された。もつとも、学力試験か認定試験かの如何を問わず、こうした学力程度をもって授業生として相応しいとする事例は最多を占めた。

そこで、高等小学校卒業程度の地理科の学力程度を探るため、当該期

における小学校の学科目と程度を定めた「小学校ノ学科及其程度（文部省令第八号、明治十九年五月二十五日）」第十条に目を向けるならば、「地理ハ、学校近傍ノ地形、其郷土、郡区、府県、本邦地理、地球ノ形状、昼夜、四季ノ原由、大洋、大洲ノ名目等、及外国地理ノ概略」と規定された。これより、地理科は「地球ノ形状、昼夜、四季ノ原由、大洋、大洲ノ名目等」を含みつつ、学校近傍を始め郷土・郡区・府県等の「地方地理」、そして「日本地理」「外国地理」を内容としたことが分かる。これを後述する第二次教育令期における小学校教則の国家的基準である「小学校教則綱領（文部省達第十二号、明治十四年五月四日）」と比較するならば、同科の授業時間数が当該期に至り、歴史科と併せ週四時間に短縮されたことに伴い、簡易で基礎的な内容に止められた。そして、それは、学校教育における身体訓練と実用性を重視し、一方で従前において隆盛を誇った開発主義教授理論を、もはや時代遅れと捉える森有礼の地理科教育観が反映された結果であった④。高等小学校卒業程度に準拠すると定める場合、このような森の地理科教育観による「小学校ノ学科及其程度」に基づき、その学力程度が設定されたのであろう。

ただし、後述する事例においては、こうした学力程度にすら及ばない例も多く存在した。してみれば、高等小学校卒業程度に準拠すると定める事例も、現実にどれ程「小学校ノ学科及其程度」による出題がなされたのかは疑問なしとしない。

一・二 具体的な検定内容を示す事例

地理科の学力程度として、具体的な検定内容を示す場合もあった。そうした事例は九に上った。

そのうちには、「小学校ノ学科及其程度」に近い学力程度を求めた例も見られる。一例として、千葉県は「小学簡易科教員及小学校授業生免許規則（県令第二十二号、明治十九年九月二十二日）」第五条において「本邦地理、及外国地理ノ大略」、山梨県も「小学校授業生免許規則（県令第十三号、明治二十年一月十七日）」第三条において「内外地理ノ大要」

と規定した。これら事例においては、検定内容が「外国地理」に止められたことから、「地方地理」「日本地理」「外国地理」等を内容とする「小学校ノ学科及其程度」に準じ、地理科の学力程度が設定されたと考えられる。

一方、府県によっては、これに「地文学」を加えた。秋田県は「小学簡易科教員及小学校授業生免許規則（県令第二号、明治二十二年一月七日）」第六条において、「地理ハ、本県地理、本邦地理、及外国地理ノ概略、地文ノ大要」と規定した。ここでは、「地方地理」「日本地理」「外国地理」「地文学」といった検定内容が認められる。このうち、「地文学」は、従前の地理科における一内容として位置付けられるものであった。「小学校教則綱領」第十四条において、地理科の学力程度は次のように定められた。

第十四条 地理 地理ハ、中等科ニ至テ之ヲ課シ、先学校近傍ノ地形、即生徒ノ親ク目撃シ得ル所ノ山、谷、河、海等ヨリ説キ起シ、漸ク地球ノ有様ヲ想像セシメ、次ニ日本及世界地理ノ総論、五畿八道ノ地理、外国地理ノ大要ヲ授ケ、高等科ニ至テハ地文ノ大要、即地球、地皮、大気、水陸、生物、物産等ノ事ヲ授ケヘシ、凡地理ヲ授クルニハ地球儀、及地図等ヲ備ヘンコトヲ要ス、殊ニ地文ヲ授クルニハ務テ実地ニ就キ、児童ノ観察力ヲ養成スヘシ、

これより、「同綱領」における地理科の学力程度は、「地理ヲ授クルニハ地球儀、及地図等ヲ備ヘンコトヲ要ス」と、当時隆盛であった開発主義教授理論の影響を受けつつ、「地方地理」「日本地理」「外国地理」、そして「地球」等を教材とする「地文学」を内容としたことが理解される。秋田県は、これに準じ地理科の学力程度を規定したのであろう。

もつとも、具体的な検定内容を示す場合、「小学校ノ学科及其程度」あるいは「小学校教則綱領」と比較して、より学力程度を低く設定する事例も少なくなかった。そのうち、福島県は「小学校授業生免許規則（県令第三十四号、明治十九年十月十二日）」第六条において「本邦地理：ノ概要」、北海道は「小学簡易科教員及小学授業生免許規則（庁令第

二十六号、明治二十年四月七日」第四条において「本邦地理…ノ大意」と規定した。これら事例においては、「小学校ノ学科及其程度」と比較するならば「地方地理」「外国地理」を欠き、「小学校教則綱領」と比較するならば「地方地理」「外国地理」「地文学」を欠き、その学力程度は「日本地理」に止められた。

このように具体的な検定内容を示す場合、「小学校ノ学科及其程度」あるいは「小学校教則綱領」に準じたと考えられる事例も見受けられるが、これらに及ばない例も多く、地理科の学力程度はより低度に設定される傾向にあった。

一・二 事前に参考図書を指定する事例

事前に参考図書を指定し、地理科の学力程度とする場合もあった。そうした事例は二を数えることができる。

一例として、山口県は「小学簡易科教員及小学校授業生免許規則（原令第五十二号、明治十九年十二月二十八日）」第七条において、次のように規定した。

地理 地理小学若林虎三郎編

万国地理緊要鈴木貞二郎編

地文学初歩片山平三郎訳

ここでは、『地理小学』『万国地理緊要』『地文学初歩』の三種類の参考図書をもって地理科の学力程度が示された。そのうち『地理小学』は、明治十六年、白井毅と並ぶ『改正教授術』の著者である若林虎三郎が著わした代表的な地理科教科書であった。してみれば、そこには当然の如く開発主義教授論が貫かれた^⑥。その内容構成は、後の地理科教科書にも影響を及ぼした^⑦。一方、『万国地理緊要』は、明治十五年、鈴木貞次郎が抄訳した地理科教科書であった。また『地文学初歩』は、明治十年、片山平三郎による翻訳書であった。これは、「小学校教則綱領」により、地理科の内容に「地文学」が加えられたことに伴い、地理科教科書として使用された^⑧。その際、地文学教科書は地理科の初歩教材

ではなく、むしろ地理を学んだ後に、地学総論を教授するために用いられた^⑨。

また、福岡県は「小学簡易科教員及小学校授業生免許規則（県令第九十二号、明治二十年六月七日）」第六条において、『新選中地理書』を指定した。『同書』は、「小学校教則綱領」制定に先立つ明治十二年、山田行元により著わされた。その内容構成は、「同綱領」以降の教科書の先駆けとなった^⑩。これら事例において、『地文学初歩』は学期に編まれた翻訳教科書でやや例外ではあるが、『地理小学』『万国地理緊要』あるいは『新選中地理書』は、何れも従前に頻用された地理科教科書であった。そして、こうした各書が当該期に至っても、検定試験における参考図書として掲げられた。とりわけ『地理小学』のように開発主義教授論の隆盛を象徴する教科書も、そのうちに含まれた。

ところで、読書科においても、参考図書として地理科教科書が指定される場合もあった。同科は、第一次教育令期に創設され、修身科、地理科、歴史科、理科等の内容を取り扱う総合科目的性格を持たされた。そうした読書科のうちには、例えば「広島県小学簡易科教員及小学校授業生免許規則（県令甲第六十一号、明治十九年十一月九日）」第九条のように、次のような地理科教科書が掲げられた。

一 読書

： 広島県管内地理

浅井馨纂輯

改正 日本地誌要略

大槻修二編

ここでは、『広島県管内地理』という地誌教科書に加え、明治初年から明治十年代初期に流布した、明治八年、大槻修二による『正日本地誌要略』が認められる^⑪。もつとも、こうした参考図書を列記する事例は例外であった。これ以外は、「小学校教則綱領」における開発主義教授論の影響のもと編まれた従前の地理科教科書が挙げられた。一例として、秋田県は「小学簡易科教員及小学校授業生免許規則」第六条において、先の『新選中地理書』と、これに同県地誌教科書である『秋田

県地誌略』を加えた。また、佐賀県は「小学簡易科教員及小学校授業生免許規則（県令甲第十七号、明治二十年三月二十三日）」第三条において、明治十二年、『新選中地理書』の著者である山田行元による『新選地理小誌』を指定した。『同書』も、『新選中地理書』と同様、「小学校教則綱領」以降の地理科教科書に見られる内容構成の先駆けとなった¹¹⁾。読書科においては、地理科と比較して、地誌教科書を掲げる傾向が認められる。しかし、何れにおいても、やはり従前に普及した地理科教科書が列記された。

このように事前に参考図書を指定する場合、いくつかの例外を含み、また読書科においては地誌教科書が見られるものの、従前に頻用された地理科教科書が中心に指定された。当該期においても、そこには依然として「小学校教則綱領」による開発主義教授理論の色濃い影響が認められる。

二 府県により定められた歴史科の学力程度

二・一 高等小学校卒業程度に準拠すると定める事例

府県によっては、地理科と同じく、歴史科を含めた総ての科目の学力程度を高等小学校卒業程度と定めた。そうした事例は十を数えた。

一例として、愛知県は「小学簡易科教員及小学校授業生免許規則（県令第三十一号、明治二十年三月十四日）」第七条において、「小学校授業生学力検定試験ノ学科及其図書ハ、総テ本県高等小学校ニ準シ」と規定した。ここでは、学力試験に際し、他の科目と同様、歴史科の学力程度が高等小学校卒業程度に設定された。また、長野県が「小学校授業生免許規則」において、認定試験の実施も視野に入れながら、高等小学校卒業程度の学力を要求したことは前述の通りである。検定試験においては、方法の如何を問わず、こうした学力程度を定める事例が最多を占めた。

ところで、歴史科は当該期に至り、先にも触れたように地理科と併せて週四時間の配当がなされた。したがって、実質的には週二時間程度の割り当てとなった。従前においては週三時間が配当されたことから、週

当り一時間程度が減せられた。こうした時間減により、その内容も簡素化された。「小学校ノ学科及其程度」第十条を引用するならば、次の通りである。

第十条 歴史 歴史ハ、建国ノ体制、神武天皇ノ即位、王朝ノ政治、藤原氏ノ専権、覇府ノ創立、徳川氏ノ治績、王政維新、外国、交通、貿易、及世態、文物、人情、風俗ノ変遷等ニ関シ、重要ナル事柄、及忠良賢哲ノ事蹟、

ここでは、後に触れる「小学校教則綱領」と比較し、規定自体が簡略となった。そして、「凡、歴史ヲ授クルニハ、務メテ生徒ヲシテ、沿革ノ原因、結果ヲ了解セシメ、殊ニ尊王愛國ノ志氣ヲ養成セントコトヲ要ス」という一文も削除された。これに伴い、天皇一色であったその内容からは、「仁徳天皇ノ勤儉」「延喜天曆ノ政績」が消えた。一方で、明治維新以後の「外国、交通、貿易」「世態、文物、人情、風俗ノ変遷」等が取り入れられた¹²⁾。修身科と共に従前における儒教主義の影響のもと、「尊王愛國ノ志氣ヲ養成」する歴史科の目的は、当該期に至り薄まった。それは、森有礼が、歴史科と地理科とをひとつにまとめ配当時間を削減するなか、修身科において儒教主義を否定したと同様、いわば文明史観に基づく合理性を有する歴史科への転換を志向した結果であった¹³⁾。高等小学校卒業程度に準拠すると定める場合、こうした森の歴史科教育観に準じ、その学力程度が設定されたとも考えられる。

ただし、後に触れる事前に参考図書を指定する場合、多くは依然として「尊王愛國ノ志氣」の養成を目的とする歴史科教科書が列記された。「小学校ノ学科及其程度」制定直後には、こうした従前の教科書がほぼそのまま用いられた。してみれば、高等小学校卒業程度に準拠すると定める場合も、現実には森の歴史科教育観に基づく「同程度」に沿うよりもむしろ、儒教主義に基づく「小学校教則綱領」に準じた出題が多数を占めたのであろう。

二・二 具体的な検定内容を示す事例

具体的な検定内容を示し、歴史科の学力程度を規定する場合もあった。そうした事例は九に上った。

そのうち、千葉県は「小学簡易科教員及小学校授業生免許規則」第五条において、「本邦歴史、及万国歴史ノ大略」と規定した。しかし、歴史科において、「万国歴史」といった内容が見られるのは明治初年までであった。そのため、当該期においても、こうした検定内容を課す千葉県は例外と言えよう。

既に第二次教育令期に至り、歴史科は「日本歴史」に限定された。「小学校教則綱領」第十五条を引用するならば、次の通りである。

第十五条 歴史 歴史ハ、中等科ニ於テ之ヲ課シ、日本歴史中ニ就テ建国ノ体制、神武天皇ノ即位、仁徳天皇ノ勤儉、延喜天曆ノ政績、源平ノ盛衰、南北朝ノ両立、徳川氏ノ治績、王政復古等、緊要ノ事実、其他古今人物ノ賢否、風俗ノ変更等ノ大要ヲ授クヘシ、凡、歴史ヲ授クルニハ、務メテ生徒ヲシテ、沿革ノ原因、結果ヲ了解セシメ、殊ニ尊王愛國ノ志氣ヲ養成センコトヲ要ス、

これにより、歴史科においては、「建国ノ体制」「神武天皇ノ即位」「仁徳天皇ノ勤儉」「延喜天曆ノ政績」「源平ノ盛衰」「南北朝ノ両立」「徳川氏ノ治績」「王政復古」といった内容が挙げられた。これらを通し、古今の人物を取り上げその賢否を知らしめ、各時代の風俗が如何に変化したのかを授け、日本歴史の沿革を理解させることが求められた¹⁵⁾。そして、「仁徳天皇ノ勤儉」「延喜天曆ノ政績」といった内容により、天皇の治績と時代の繁栄とを関連付けることが企図された¹⁶⁾。その一方で、「外国歴史」等の内容は姿を消した。こうして歴史科は、元田永平等の宮中派と伊藤博文等の開明派との教育論争の結果、開明派の宮中派への妥協により、教育政策の儒教主義的徳育重視への方向転換が図られるに伴い、「尊王愛國ノ志氣ヲ養成」する科目としての役割を担った。もともと、そうした性格が当該期において、次第に薄まりつつあったことは前述の通りである。ただし、歴史科の内容は一貫して「日本歴史」に限

定された。

したがって、検定内容を具体的に示す場合も、それから逸脱することはなかった。一例として、宮城県は「小学校授業生免許規則（県令第二十五号、明治十九年九月二十二日）」第一条において「日本歴史ノ概略」「秋田県も「小学簡易科教員及小学校授業生免許規則（県令第十一号、明治二十年二月七日）」第八条において「本邦歴史ノ大要」と規定した。具体的な検定内容を示す場合、千葉県を除いた総ての事例は、歴史科の学力程度を「日本歴史」に止めた。

二・三 事前に参考図書を指定する事例

府県によつては、歴史科の学力程度を規定するにあたり事前に参考図書を指定した。そうした事例は二を数えることができる。

そのうち、福岡県は「小学簡易科教員及小学校授業生免許規則」第六条において、『皇朝史略正統編』を挙げた。『同書』は、青山述子による江戸期を代表する国史書であった¹⁶⁾。明治初年には、元来小学校児童用に編集されていない書籍が歴史科教科書として使用された¹⁷⁾。これも、そのひとつに位置付けられる。もともと、こうした江戸時代の国史書は、児童用教科書が普及し始めると次第に用いられなくなった¹⁸⁾。そのため、当該期においても、『皇朝史略正統編』を参考図書とした福岡県は例外であったと言える。

一方、山口県は「小学簡易科教員及小学校授業生免許規則」第七条において、『漢文日本略史』を指定した。『同書』は明治十四年、藤田久道により著わされ、儒教主義的徳育が重要視されるなか漢文教育が重んぜられたことを背景に、歴代の事跡を中心として収録した漢文教科書であった¹⁹⁾。歴史科において、事前に参考図書を指定する事例はこの二つに止まった。しかし、後述する読書科における参考図書より見るならば、多くの場合は山口県と同様、儒教主義的徳育重視の方向性のもと編纂された歴史科教科書が掲げられた。

そこで、読書科における参考図書に目を向けるならば、佐賀県は「小

学簡易科教員及小学校授業者免許規則」第三条において、『小学国史略』を指定した。『同書』は、明治十六年、近藤瓶城による著書で、発行年からも分かるように「小学校教則綱領」に準ずる歴史科教科書であった。一方、府県によっては、当該期に至り出版された歴史科教科書を指定した。広島県、東京府は、明治二十年、石村貞一が著わした『小学日本歴史』を挙げた。『同書』は、発行年から判断して、「小学校ノ学科及其程度」に準拠する歴史科教科書であったと考えられる²⁰。もつとも、当該期における初期の歴史科教科書のうちには、既に刊行されていたり、出版が準備され、とりあえず使用される場合も多かった²¹。そのため、内容構成において、従前の教科書と大きな違いが認められずにいた。『小学日本歴史』のような、やはり当該期の初期段階において出版された歴史科教科書も、先に挙げた『小学国史略』等と大きく性格が異なつてはいなかったであろう。

してみれば、事前に参考図書を指定する場合、そのうちには明治初年に用いられた国史書を掲げる例外もあった。しかし、多くは、従前に採用された歴史科教科書が指定された。ここでは、「小学校教則綱領」による学力程度が設定されたのであろう。一方、当該期の初期に出版された歴史科教科書を使用する例も認められた。もつとも、それらも従前の教科書と内容構成において大きな相違はなかった。そのため、事前に参考図書を指定する場合も、儒教主義の影響のもと、「尊王爱国ノ志氣」の養成を目的とする歴史科教科書に準じた出題がなされたと言える。

結論

以上、小論においては、第一次小学校令期、高等小学校に配置された授業者を対象に、検定試験に課せられた地理科、歴史科の学力程度を通し、当該期における補助教員に求められた学力面での資質と、その期待された役割を探ってきた。

先ず、地理科の学力程度のうち、高等小学校卒業程度に準拠すると定める場合、森有礼の地理科教育観に基づき、開発主義教授理論からの脱

却を目指し、「小学校ノ学科及其程度」に準じた試験が行われたとも考えられる。しかし、具体的な検定内容を示す場合には、「小学校ノ学科及其程度」あるいは「小学校教則綱領」に準拠する事例も認められたものの、何れも下回る学力程度を定める例も少なからず存在した。総じて言うならば、地理科の学力程度は低度に設定される傾向にあった。これより、高等小学校卒業程度に準拠すると定める場合も、現実に「小学校ノ学科及其程度」に準ずる出題がそれ程多くはなかったであろう。

また、事前に参考図書が指定される場合、従前の地理科教科書が中心に列記された。してみれば、当該期においても、「小学校教則綱領」に見られる開発主義教授理論が依然として強い影響力を持ったことが理解される。そのため、地理科の学力程度より見るならば、授業者には必ずしも高い学力が求められず、また森の地理科教育観によるよりはむしろ、従前から引き続き開発主義教授理論の実践者としての役割が期待されたと言ふことができる。

一方、歴史科の学力程度においては、「小学校教則綱領」制定以降、その内容が「日本歴史」に限定された。そのため、「同綱領」「小学校ノ学科及其程度」の何れに準ずる出題においても、その検定内容の名称が異なることはなかった。もつとも、前者においては、儒教主義的色彩が色濃く見受けられた。後者においては、それからの脱却が図られた。そして、そこには、文明史観に基づき合理性を備えた歴史科を志向する森の教育観が反映された。同じく「日本歴史」を内容とする場合も、それぞれにおいて授業者に求める資質には相違があった。

ところで、事前に参考図書を指定する場合、従前の歴史科教科書と、当該期の初期に出版された教科書が並べ置かれた。従前の教科書が挙げられるにあたっては、儒教主義に基づく学力程度が求められた。また、当該期の初期に著わされた歴史科教科書も、これまでと内容構成において大きな違いが認められずにいた。してみれば、そこに、森の歴史科教育観が反映される余地はなかった。事前に参考図書を指定する場合、「小学校教則綱領」に準じた学力程度が設定されたと考えられる。

これを勘案するならば、具体的な検定内容を示す場合も、多くは「同綱領」による学力が求められたのであろう。また、高等小学校卒業程度に準拠すると定める場合、儒教主義から脱却し、森の歴史科教育観による「小学校ノ学科及其程度」からの出題がなされたようにも思われる。しかし、先のふたつの類型から、そうした学力程度が実際に設定されたのかは疑問なしとしない。そのため、歴史科の学力程度より見るならば、授業生には従前から引き続き儒教主義に基づく学力が要求され、「尊王愛国ノ志気」の鼓舞が期待されたものと思われる。

このように検定試験に課せられた地理科、歴史科の学力程度より、森有礼の登場は、授業生に求められた学力面での資質と、その期待された役割において大きな影響を及ぼしたとは考えられない。実際の出題に際しては、何れにおいても「小学校ノ学科及其程度」ではなく、むしろ「小学校教則綱領」に準ずる学力程度が設定される傾向にあった。すなわち、授業生は当該期においても、依然として開発主義教授理論の実践、「尊王愛国ノ志気」の鼓舞といった役割が期待されたと言える。

註

- (1) 先行研究の詳細については、拙稿「地方補助教員資格制度史研究―第一次小学校令期、授業生に課せられた修身(倫理)科の学力程度―」(『美作大学・美作短期大学部紀要』第五〇号、二〇〇五年)を参照されたい。
- (2) 水原克敏、『近代日本カリキュラム政策史研究』、風間書房、平成九年、二八八ページ。
- (3) 国立教育研究所編、『日本近代教育百年史』第三卷(学校教育Ⅰ)、一九七四年、一〇二〇ページ～一〇二一ページ。
- (4) 前出『近代日本カリキュラム政策史研究』、二九八ページ。
- (5) 海後宗臣編、『日本教科書体系 近代編』第十七卷、講談社、昭和四十一年、六〇四ページ。
- (6) 同前。
- (7) 同前、五〇七ページ、五九〇ページ。

- (8) 同前、五九〇ページ。
- (9) 同前、六〇一ページ～六〇二ページ。
- (10) 同前、五九二ページ。
- (11) 同前、六〇一ページ～六〇二ページ。
- (12) 前出『カリキュラム政策史研究』、二八六ページ、国立教育研究所編、『日本近代教育百年史』第四卷(学校教育Ⅱ)、一九七四年、一七五ページ。
- (13) 前出『カリキュラム政策史研究』、二五一ページ、二七五ページ、二八七ページ～二八八ページ、前出『日本近代教育百年史』第四卷(学校教育Ⅱ)、一七五ページ。
- (14) 海後宗臣編、『日本教科書体系 近代編』第二十卷、講談社、昭和三十七年、五五一ページ。
- (15) 同前。
- (16) 同前、五三七ページ。
- (17) 同前。
- (18) 同前。
- (19) 同前、四九五ページ。
- (20) 同前、四九九ページ。
- (21) 同前、五六〇ページ。

表 小学校授業生検定試験における地理科、歴史科の学力程度

令規名／発令年月日	条文	出典
青森県小学簡易科教員及小学校授業生免許規則（県令第六十二号）／明治十九年七月十二日	<p>第四条 小学校授業生ノ学力検定試験ハ学校長若クハ首座ノ教員之ヲ施行スルモノトス</p> <p>但学科及其程度ハ該学校長又ハ首座教員ノ定ムルトコロニ依ル</p>	<p>青森県教育史編集委員会、『青森県教育史』第三卷資料編Ⅰ、青森県教育委員会、昭和四十五年、四八四ページ</p>
長崎県小学校授業生免許規則（県令第五号）／明治十九年七月三十一日	<p>第四条 小学校授業生学力試験ハ概_テ高等小学校ノ学科及程度ニ抛リテ之ヲ施行スヘシ</p>	<p>『長崎県達類纂』乾、以文会社、明治二十一年、一〇六一ページ、一〇六二ページ、学習院大学法経図書センター所蔵</p>
岐阜県小学簡易科教員及小学校授業生免許規則（県令第二十号）／明治十九年八月二十三日	<p>第二条 小学校授業生タルヲ得ヘキモノハ左ノ資格ヲ有スルモノニ限ルヘシ</p> <p>一：小学校授業生ハ高等小学科卒業以上ノ学力ヲ有スルモノ</p>	<p>梶原猪之松、『岐阜県令達全書』、明治三十年、四六一ページ、学習院大学法経図書センター所蔵</p>
宮城県小学校授業生免許規則（県令第二十五号）／明治十九年九月二十二日	<p>第一条 小学校授業生免許状ハ：左ノ学科試験ノ上及第ノ者ニ授与スルモノトス</p> <p>地理 総論日本地理</p> <p>歴史 日本歴史ノ概略</p>	<p>永根秀三郎、『教育法令類纂』、明治二十年、一四九ページ、学習院大学法経図書センター所蔵</p>
千葉県小学簡易科教員及小学校授業生免許規則（県令第二十二号）／明治十九年九月二十二日	<p>第五条 小学校授業生ノ学力検定試験ハ左表ノ学科及其程度ニ抛リテ施行ス</p> <p>地理 本邦地理及外国地理ノ大略</p> <p>歴史 本邦歴史及万国歴史ノ大略</p>	<p>佐藤宗一郎、『小学諸規則』完、明治二十一年、二四四ページ、二四五ページ、学習院大学法経図書センター所蔵</p>
宮崎県小学校授業生免許規則（県令甲第十八号）／明治十九年十月八日	<p>第二条 小学校授業生学力検定試験ハ小学校授業生講習所ノ学科及其程度ニ抛リ之ヲ施行スヘシ</p>	<p>川崎良哉、『現行学事例則』全、明治二十五年、二三八ページ、学習院大学法経図書センター所蔵</p>
福島県小学校授業生免許規則（県令甲第三十四号）／明治十九年十月十二日	<p>第六条 学力検定ハ別表定ムル処ノ学科ニヨリテ試験シ</p> <p>地理歴史 本邦地理歴史ノ概要</p>	<p>田中寛、『教育規則全書』全、福島新聞社、明治二十年、一二九ページ、一三一ページ、学習院大学法経図書センター所蔵</p>
岩手県小学校授業生免許規則（県令第十六号）／明治十九年十一月九日	<p>第一条 小学校授業生ハ、左ノ資格ヲ有スルモノニ限り免許状ヲ授与スルモノトス</p> <p>一、学力</p> <p>高等小学校授業生ハ、尋常師範学校第一学年若クハ尋常中学校第一学年修業以上ノ学力ヲ有スル者</p>	<p>『岩手県教育史資料』第二十一集、昭和四十一年、三七五ページ</p>

<p>令規名／発令年月日 広島県小学簡易科教員及小学校授業者免許規則 則（県令甲第六十一号）／明治十九年十一月 九日</p>	<p>長野県小学校授業者免許規則（県令甲第三十三号）／明治十九年十一月二十日</p>	<p>茨城県小学簡易科教員及小学校授業者免許規則（県令甲第三十九号）／明治十九年十一月二十九日</p>	<p>大阪府小学簡易科教員小学校授業者免許規則（府令第二十五号）／明治十九年十二月十九日</p>	<p>山口県小学簡易科教員及小学校授業者免許規則（県令第五十二号）／明治十九年十二月二十八日</p>	<p>徳島県小学校教員免許細則小学簡易科教員及授業者免許規則（県令第二号）／明治二十年一月十四日</p>	<p>山梨県小学校授業者免許規則（県令第十三号）／明治二十年一月十七日</p>
<p>条文 第九条 検定スヘキ学科ヲ定ムル左ノ如シ 一 但検定ノ際兼テ該科ノ実地授業法ヲモ試験スルモノトス 一 読書 廣島県管内地理 浅井馨纂輯 改正日本地誌要略 大槻修二編 小学日本歴史 石村貞一編次 之類</p>	<p>第一条 小学校授業者タルヲ得ヘキモノハ：小学高等科卒業以上ノ学力ヲ有スルモノトス</p> <p>第二条 学力検定ハ左ノ科目程度ニ依リ試験スルモノトス ……小学校授業者試験科目程度 ……一地理 本県及本邦地理ノ大略 一歴史 本邦歴史ノ大略</p> <p>第八条 試験ハ一学科ノ定點ヲ一百トシ毎科ノ得點五十以上ニシテ各科ノ平均點數六十以上得タルモノヲ及第トス其学科程度左ノ如シ ……一 高等小学校授業者ノ試験ハ高等小学校ノ学科程度「当分唱歌体操裁縫ノ三科ヲ除ク」ニ依リ算術科ニ珠算ヲ加フルコト前項ノ如ク且ツ各学科ノ授業法ヲ試ムルモノトス但各学科ノ授業法ハ之ヲ一科トス</p> <p>第七条 高等小学校授業者学力検定試験ハ左ノ学科及用書ニ依リテ之ヲ施行ス ……地理 小学若林虎三郎編 ……万国地理緊要鈴木貞二郎編 ……地文学初歩片山平三郎訳 ……漢文 日本略史編者前二出ツ</p> <p>第十一条 県内授業者学力検定試験ノ科目及程度ハ小学校教員学力検定試験ノ学科及程度ニ依リ探点法ニ於テ斟酌ヲ加フ 第十二条 郡内授業者学力検定試験ノ学科及程度ハ第十条ノ学科及程度（小学簡易科教員学力検定試験ノ科目程度：引用者）ニ依リ探点法ニ於テ斟酌ヲ加フ 但算術ハ本県高等小学校算術ノ程度ニ依リ又教育科ノ管理法ハ一般小学ノ管理法大意トス</p> <p>第三条 学力検定試験ハ別表定ムル所ノ学科ニ依リ之ヲ施行ス ……地理 内外地理ノ大要 ……歴史 本邦歴史ノ大要</p>	<p>第一条 学力検定ハ左ノ科目程度ニ依リ試験スルモノトス ……小学校授業者試験科目程度 ……一地理 本県及本邦地理ノ大略 一歴史 本邦歴史ノ大略</p> <p>第八条 試験ハ一学科ノ定點ヲ一百トシ毎科ノ得點五十以上ニシテ各科ノ平均點數六十以上得タルモノヲ及第トス其学科程度左ノ如シ ……一 高等小学校授業者ノ試験ハ高等小学校ノ学科程度「当分唱歌体操裁縫ノ三科ヲ除ク」ニ依リ算術科ニ珠算ヲ加フルコト前項ノ如ク且ツ各学科ノ授業法ヲ試ムルモノトス但各学科ノ授業法ハ之ヲ一科トス</p> <p>第七条 高等小学校授業者学力検定試験ハ左ノ学科及用書ニ依リテ之ヲ施行ス ……地理 小学若林虎三郎編 ……万国地理緊要鈴木貞二郎編 ……地文学初歩片山平三郎訳 ……漢文 日本略史編者前二出ツ</p>	<p>古屋宗作、「類聚大阪府布達全書」第三編下、明治二十年、五〇八ページ、五〇九ページ、学習院大学法経図書センター所蔵</p>	<p>馬場寿槌、「山口県達類纂」下編、明治二十四年、一六一ページ、一六三ページ、学習院大学法経図書センター所蔵</p>	<p>和田穂太郎、「現行学令全報」、文寿堂、明治二十年、二六六ページ、二六七ページ、学習院大学法経図書センター所蔵</p>	<p>内藤伝右衛門、「現行山梨県令達類典」、明治二十三年、六十ページ、六十三ページ、学習院大学法経図書センター所蔵</p>
<p>出典 下江忠次郎ほか、「現行広島県法規類纂」中編、明治二十三年、九十七ページ、九十九ページ、学習院大学法経図書センター所蔵</p>	<p>信濃教育会、「信濃教育会雑誌」第二号付録、信濃教育会事務所、明治十九年十一月二十五日刊、二十四ページ、東京大学法学部付属近代日本法政史料センター（明治新聞雑誌文庫）所蔵</p> <p>大久保英助、「現行茨城県官令類纂」下編、明治二十三年、三七〇ページ、三七一ページ、学習院大学法経図書センター所蔵</p>	<p>古屋宗作、「類聚大阪府布達全書」第三編下、明治二十年、五〇八ページ、五〇九ページ、学習院大学法経図書センター所蔵</p>	<p>馬場寿槌、「山口県達類纂」下編、明治二十四年、一六一ページ、一六三ページ、学習院大学法経図書センター所蔵</p>	<p>和田穂太郎、「現行学令全報」、文寿堂、明治二十年、二六六ページ、二六七ページ、学習院大学法経図書センター所蔵</p>	<p>内藤伝右衛門、「現行山梨県令達類典」、明治二十三年、六十ページ、六十三ページ、学習院大学法経図書センター所蔵</p>	<p>内藤伝右衛門、「現行山梨県令達類典」、明治二十三年、六十ページ、六十三ページ、学習院大学法経図書センター所蔵</p>

令規名／発令年月日	条文	出典
福岡県小学簡易科教員及小学校授業者免許規則 (県令第九十二号)／明治二十年六月七日	第六条 ……小学校授業者学力検定試験ノ科目ハ左ノ如シ 地理 …… 新選中地理書 山田行元編述 歴史 …… 皇朝史略正統編 青山述于著	『福岡県教育百年史編さん委員会、『福岡県教育百年史』第二巻資料編明治(Ⅱ)、福岡県教育委員会、昭和五十三年、一〇四ページ～一〇五ページ』
東京府小学簡易科教員及小学校授業者免許規則 (府令第四十五号)／明治二十年八月八日	第六条 ……小学校授業者学力検定試験ノ科目ヲ定ムルコト左ノ如シ 読書 …… 新中地理書 山田行元編述 小学日本歴史 石村貞一編次	『第四法令類纂』卷之三十八、東京都公文書館所蔵
福島県小学校授業者免許規則(県令甲第六十三号)／明治二十一年六月六日	第三条 試験ノ学科及其程分左ノ如シ 地理 …… 歴史 …… 本邦地理歴史ノ概要	本間常吉、『現行学令全書』、明治二十一年、一二五ページ～一二六ページ、学習院大学法経図書センター所蔵
愛知県小学校授業者免許規則(県令第六十号)／明治二十一年七月九日	第六条 小学授業者学力検定試験ノ学科及其図書ハ総テ本県高等小学校ニ準シ更ニ実地授業法及学校管理法ノ大要ヲ試ムスヘシ 但唱歌ハ当分ノヲ除ク	『愛知県布達全書』後編、明治二十三年、七七六ページ、学習院大学法経図書センター所蔵
高根県小学校授業者免許規則(県令第九十号)／明治二十一年九月十七日	第六条 試験ハ本県高等小学校ノ学科程度ニ抛リテ之ヲ施行スヘシ 但唱歌ハ当分ノヲ除ク	高橋義比、渡部善人次、『高根県令訓類聚』、明治二十三年、三七八ページ、学習院大学法経図書センター所蔵
秋田県小学簡易科教員及小学校授業者免許規則(県令第二号)／明治二十二年一月七日	第六条 ……小学校授業者学力検定試験科目ヲ定ムルコト左ノ如シ 但…小学校授業者試験ニハ教育学ヲ除ク 読書 …… 秋田県地誌略 川名庸謹著 新選中地理書 山田行元編述 国史概略 蒲生氏章編	秋田県第一部、『現行秋田県法規』、明治二十二年、七三二ページ、学習院大学法経図書センター所蔵
山梨県小学校授業者免許規則(県令第十号)／明治二十三年二月二十五日	第五条 学力検定試験ノ学科程度ハ別表定ムル所ニ依ル 地理 …… 歴史 …… 内外地理ノ大要 本邦歴史ノ大要	内藤伝右衛門、『現行改訂山梨県令達全書』卷二、明治二十五年、一二七ページ、一二〇ページ、学習院大学法経図書センター所蔵

(備考) 本出典において学習院大学法経図書センター所蔵とある史料は、総て丸善『国立国会図書館所蔵明治期刊行図書マイクロ版集成』による。

(2005年12月1日 受理)